■付属資料

■昭島市介護保険推進協議会委員名簿

氏　名	選 出 区 分	備　考
須 加 美 明	学識経験者	会長
浅 見 健太郎	学識経験者（団体推薦）	副会長
大 野 順 子	学識経験者（団体推薦）	
福 島 忍	学識経験者	
山 本 泰 伸	事業者代表（団体推薦）	
赤 塚 輝 夫	事業代表者	
東 俊 郎	事業代表者	
前 澤 重 勝	事業代表者	
久 保 美智子	公募市民	
座 間 康 臣	公募市民	
中 島 悦 子	公募市民	
橋 本 り え	公募市民	

■昭島市介護保険推進協議会開催経過

	開　催　日	審　議　内　容
1	平成 22 年 11 月8日	1. 会長及び副会長の互選について 2. 昭島市地域包括支援センター及び昭島市地域密着型サービス運営委員会委員の選任について 3. 介護保険事業の運営状況について 4. 社会保障審議会介護保険部会の検討事項について 5. 日常生活圏域ニーズ調査について
2	平成 23 年 8月3日	1. 第5期昭島市介護保険事業計画に関する法改正の概要について 2. 第4期昭島市介護保険事業計画の進捗状況について 3. 第5期昭島市介護保険事業計画の審議スケジュールについて
3	平成 23 年 9月 29 日	1. 第5期昭島市介護保険事業計画の骨子(案)について (1) 計画の概要 (2) 高齢者の現状 (3) 日常生活圏域の考え方 (4) 基本理念・基本目標について
4	平成 23 年 12 月1日	1. 第5期昭島市介護保険事業計画に関する地域事業者からの意見聴収 2. 第5期昭島市介護保険事業計画(案)について (1) 素案の概要 (2) 施策の体系 (3) 素案の検討 3. パブリックコメント(平成23年12月20日～平成24年1月19日)の実施について
5	平成 24 年 2月3日	1. 第5期昭島市介護保険事業計画(案)について (1) 素案の修正について 第5期介護保険料について 介護保険料の多段階制について (2) パブリックコメントについて

■用語集

ア行

【運動器】

骨・関節・筋肉・神経など、身体を動かす組織・器官の総称。

【オンブズパーソン制度】

市が委嘱した行政ではない、より中立・公正な立場に立つオンブズパーソンが、より迅速に苦情の解決を目指すもの。

カ行

【介護予防一次予防事業（ポピュレーションアプローチ）】

地域支援事業で行われる介護予防事業で、全高齢者を対象に、介護予防に関する情報の提供や地域におけるボランティア活動等を活用した介護予防のための活動等の実施、介護予防に資する活動を行おうとする地域住民に対する場の提供等の支援などが考えられる。

【介護予防ケアマネジメント】

生活行為の自立度が高い軽度者を対象として、生活機能の維持・向上を積極的に目指し、利用者の動機付けを促し（予防、自立への意欲、目標の共有と主体的なサービス利用）、それをサービスの選択・提供につなげるケアマネジメント。

【介護予防事業（地域支援事業）】

地域支援事業のうち、認定を受けていない第１号被保険者を対象として、要介護状態等になることを予防する事業。介護予防事業には、全高齢者を対象とする一次予防事業と生活機能が低下しており、放置すると要介護状態に陥るおそれがあると判断される高齢者を対象とする二次予防事業がある。

【介護予防二次予防事業】

認定を受けていない第１号被保険者のうち、国の定めた 25 項目の基本チェックリストで生活機能の低下があると判断される対象者を対象として、要支援や要介護状態に陥ることの予防を目的に、運動器の機能向上や栄養改善などについて支援する事業。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

要支援１・２の対象者への予防給付サービス、二次予防対象者（旧特定高齢者）への介護予防事業を、総合的かつ一体的に行うことができるよう、第５期計画から創設された事業のこと。この事業が実施されると、二次予防対象者は、従来の介護予防事業に加え、予防給付サービスのうち市町村が定めるサービスおよび配食・見守り等サービスを受けることができる一方、要支援者は、従来どおり予防給付としてサービスを受けることもできるし、総合事業として介護予防事業などのサービスを受けることもできる。

【介護療養型医療施設】

治療よりリハビリに重点をおいて介護を行う入所（入院）施設。病院内部に併設され、老人保健施設と比べ、リハビリ面より医療面の必要度の高い高齢者が入所（入院）する。国の

療養病床再編政策により、平成 30 年３月に制度は廃止されることになっている。

【介護療養型老人保健施設】
　従来型の介護老人保健施設より医療機能が強化された老人保健施設。国の療養病床再編政策により、介護療養型医療施設や医療療養病床からの転換を想定し、平成 20 年５月に制度化された。

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】
　常時介護が必要な高齢者が入所し、介護を受ける施設。もともとは老人福祉法に基づいた施設で、特別養護老人ホームと言われたが、介護保険制度の導入により、介護老人福祉施設として位置づけられている。

【介護老人保健施設（老人保健施設）】
　病院で治療が終わった安定期の高齢者が入所し、家庭復帰を目指したリハビリや看護・介護などを受ける施設。老人保健施設と言われていたが、介護保険制度の導入により、介護老人福祉施設として位置づけられている。

【居宅療養管理指導】
　医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行う介護保険サービス。

【ケアマネジメント】
　介護支援専門員（ケアマネジャー）による介護サービス計画の調整や管理を行うこと。第３期計画策定の際の法改正で見直され、包括的・継続的マネジメントの強化、ケアマネジャーの資質・専門性の向上、独立性・中立性の確保といった方向性が打ち出された。要介護度による報酬体系の見直しも行われている。

【ケアマネジャー（介護支援専門員）】
　介護保険制度において、ケアマネジメントを行う専門職。介護支援専門員。

【高齢者虐待】
　高齢者を対象とする虐待。高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が平成 17 年 11 月に成立している。法律では、養護者による高齢者虐待に該当する行為として、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の４種類を定義している。

サ行

【小規模多機能型居宅介護】
　第３期計画の介護保険制度改正により創設された地域密着型サービスのひとつで、介護が必要となった高齢者（主に認知症高齢者）が、今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるよう、「通い」を中心に「訪問」、「泊まり」の３つのサービスを一体的に受けられる介護保険サービスのこと。

【スクリーニング】
　サービスを提供する際、多くの候補者から客観的な基準を用いて当該サービスが必要な方を絞り込むこと。

【生活習慣病】
　食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与している慢性の病気のこと。具体的には、がん、脳血管疾患、心疾患など、従来から加齢に着目して用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目して捉え直し、「生活習慣病」と言うようになった。

【成年後見制度】
　認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したら、身の回りの世話のための介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりするのが難しい場合がある。また、自分に不利益な契約でも判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもある。成年後見制度は、このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援するための制度で、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたりする制度。

タ行

【短期入所（ショートステイ）】
　在宅の要介護者が入所施設に１日から数日間入所して介護を受ける介護保険サービス。介護老人福祉施設に入所する短期入所生活介護と、介護老人保健施設や介護療養型医療施設に入所する短期入所療養介護がある。

【地域密着型サービス】
　高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、第３期計画から創設された介護保険のサービス類型。地域密着型サービスは、原則としてその市町村の被保険者のみがサービスの利用が可能であり、指定や指導監督権限は保険者である市町村が有する。

【地域包括ケア】
　高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの５つのサービスを地域で一体化して提供していくケアの考え方のこと。

【通所介護（デイサービス）】
　在宅の要介護者がデイサービスセンターに日帰りで通所し、食事や入浴などの介護を受ける介護保険サービス。

【通所リハビリテーション（デイケア）】
　在宅の要介護者が介護老人保健施設や病院、診療所などに日帰りで通所し、食事や入浴などの介護や、理学療法、作業療法などのリハビリを受ける介護保険サービス。通所介護（デ

イサービス）よりリハビリの要素が強い。また、医療保険適用の同様なサービスもある。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

第５期計画で創設された地域密着型サービスで、要介護者宅を定期的に巡回して短時間の訪問サービスを提供するほか、24 時間 365 日体制で相談できる窓口を設置し、随時の対応も行う介護保険サービス。

【特定健康診査・特定保健指導】

特定健康診査は、高齢者の医療の確保等に関する法律に基づき、平成 20 年４月から、医療保険者に実施が義務付けられている内臓脂肪型肥満に着目した健康診査。特定保健指導は、特定健康診査で、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者または予備群等と判定された方に対して行う保健指導。高齢者のうち、74 歳以下は特定健康診査・特定保健指導の対象となっている。

【特定施設入居者生活介護】

有料老人ホームやケアハウスなどにおいて、施設内で行われた介護などのサービスが介護保険の適用を受ける介護保険サービス。

【特定入所者介護サービス費】

低所得の要介護者が介護保険施設に入所（入院）したときや短期入所サービスを利用したとき、食費や居住費（滞在費）について補足給付として支給される費用。

【特定入所者支援サービス費】

低所得の要支援者が短期入所サービスを利用したとき、食費や居住費（滞在費）について補足給付として支給される費用。

ナ行

【二次予防事業対象者（特定高齢者）】

要支援、要介護状態になる可能性が高いと考えられる高齢者のことで、これまでは「特定高齢者」と言われてきたが、平成 22 年の地域支援事業実施要綱の改正によって、「二次予防事業対象者」と呼称が改められた。二次予防事業対象者には、介護予防の観点から、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「虚弱」、「閉じこもり予防・支援」、「うつ予防・支援」、「認知症予防・支援」等の介護予防事業を実施する。

【日常生活圏域】

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して設定する圏域。国の例示では、中学校区単位などが示されている。

【認知症】

かつては「痴呆症」と呼ばれた病気の名称。旧名称に差別や偏見を助長するニュアンスがあるとして、厚生労働省の検討会が改称を決定した。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】
認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、施設内において行われた介護などのサービスが介護保険の適用をうける介護保険サービス。

ハ行

【複合型サービス】
第５期計画の介護保険制度改正により創設された地域密着型サービスのひとつで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する介護保険サービスのこと。

【訪問介護（ホームヘルプサービス）】
在宅の要介護者に対して、ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、身体介護や家事援助などを行う介護保険サービス。

【訪問看護】
在宅の要介護者に対して、看護師などが家庭を訪問し、床ずれの処置などの看護を行う介護保険サービス。

【訪問入浴介護】
寝たきりなどの理由で自宅のお風呂での入浴が困難な在宅要介護者に対して、移動浴槽を自宅に運び込み、入浴介護を行うサービス。介護保険のサービスメニューの一つ。

【訪問リハビリテーション】
在宅の要介護者に対して、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、理学療法や作業療法などのリハビリを提供する介護保険サービス。

ヤ行

【予防給付（介護保険）】
要支援認定を受けた軽度の認定者で、心身の状態が改善する可能性がある方を対象に提供-される介護保険サービス。平成 18 年度から従来の予防給付の内容から、予防に重点を置いて大幅に見直されている。歩けても外出をあまりしないなど、不活発な生活で機能が低下している方などは、改善可能性が高いとして予防給付の対象となる。予防給付には、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、福祉用具購入、住宅改修、介護予防支援がある。